

平成23年第5回美幌町議会定例会会議録

平成23年6月21日 開会

平成23年6月23日 閉会

平成23年 6月23日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
2番 大江道男君
- 日程第 3 同意第 3号 副町長の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 36号 動産の取得について(ロータリ除雪車)
- 日程第 6 議案第 37号 工事請負契約の締結について(駒生川関連第7号橋橋梁下部建設工事)
- 日程第 7 議案第 38号 美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 39号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 40号 美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 41号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 42号 平成23年度美幌町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 12 議案第 43号 平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 13 議案第 44号 平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 14 議案第 45号 平成23年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 15 報告第 4号 平成22年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 16 報告第 5号 株式会社美幌峠牧場振興公社の経営状況報告について
- 日程第 17 報告第 6号 財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第 18 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 19 報告第 8号 例月出納検査報告について(2月~4月分)
- 日程第 20 議員の派遣について
- 日程第 21 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|------------------|------------------|
| 1番 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 大 江 道 男 君 |
| 3番 早 瀬 仁 志 君 | 4番 柏 葉 久 子 君 |
| 5番 中 嶋 すみ江 君 | 6番 松 浦 和 浩 君 |
| 7番 上 杉 晃 央 君 | 8番 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 9番 坂 田 美栄子 君 | 10番 宗 像 密 瑠 君 |
| 11番 大 原 昇 君 | 12番 吉 住 博 幸 君 |
| 13番 橋 本 博 之 君 | 議長 14番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 美幌町監査委員 宗 像 密 琇 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷 良 君	総務部長	浅野 俊 伸 君
民生部長	馬場 博 美 君	経済部長	平野 浩 司 君
建設水道部長	磯野 憲 二 君	病院事務長	大村 英 則 君
会計管理者	鈴木 元 春 君	事務連絡室長	糸屋 定 春 君
総務主幹	高崎 利 明 君	電算主幹	植木 恒 則 君
住民活動主幹	丸山 俊 夫 君	政策財務主幹	平井 雄 二 君
契約財産主幹	村田 純 一 君	税務主幹	大平 幸 雄 君
環境生活主幹	石田 勇 一 君	児童支援主幹	佐藤 和 恵 君
福祉主幹	岩田 憲 次 君	福祉施設主幹	高木 恵 一 君
健康推進主幹	立花 八寿子 君	農政主幹	谷川 明 弘 君
公社主幹	広島 学 君	耕地林務主幹	伊成 博 次 君
商工観光主幹	戸井田 准 一 君	施設管理主幹	門別 孝 志 君
住宅建築主幹	佐藤 修 君	水道主幹	澤 畠 雅 俊 君
病院総務主幹	橋本 美 典 君	事務連絡室次長	篠 永 幸 男 君
教育長	川崎 俊 郎 君	教育部長	佐藤 庄 一 君
学校教育主幹	藤原 豪 二 君	学校給食主幹	伊原 薫 君
社会教育主幹	小西 守 君	文化ホール 建設準備主幹	石坂 聡 君
スポーツ振興主幹	田村 圭 一 君	農委事務局長	嶋 田 秀 行 君
選管事務局長 監査委員室長	武田 孝 司 君		

○議会事務局出席者

事務局長	高坂 登貴雄 君	次 長	荒井 紀光子 君
議事係長	小室 保 男 君	庶務係長	松尾 まゆみ 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成23年第5回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番中嶋すみ江さん、6番松浦和浩さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、発言を許します。

大江議員の持ち時間は、残り29分です。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） [登壇] 昨日、資料要求をいたしまして、手元に資料が届きました。残り時間が29分なので、説明をして

いただきますと私の質問がなくなるということなので、勝手に解釈をいたします。

現在、低所得を理由といたしまして減免されているのは21件であるということであり、それで、平成9年に減免規定が策定されたことによりまして、統計上は10年度以降のデータであります、年間の減免額が200万円台ということで、それと、減免を受けているトータルのは、大体、二十五、六件から30件前後ということでございまして、現在美幌町が管理しております町の管理下、795戸に対して26件であります。昨日、2割減免を受ける対象となっております政令月収6万円以下の世帯は394世帯ということですから、1割にも満たない、そういう状況が、ここに示されているところであります。

そこで、説明をいただきましたのは、今回の5月に起きた2件以外には、昨年度1件起きているということでございまして、この方は不幸にして再申請に至っていないということであり、これも今回と同様の理由で却下されているということで、なかなか行政上としては対応が非常に難しいということであり、どう処置されるのか。私は、超法規的な処置が必要ではないかというように思いますので、この点について、まず御答弁をいただきたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今の御質問にありました件の方につきまして、どういう形の部分であるのかということについて、今後検討して結論を出したいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 今、部長のほうより答弁をさせていただきましたけれども、この減免に至らなかった理由、原因が、私どものほうの対応がまずかったということが一つの大きな要因となつてございまして、できる限り、そこまでさかのぼることができるかどうか、お答えはできませんが、極力、私どもも

そういう形でできるよう、今後、その努力をしていきたい、このように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 確かに、法的な、あるいは行政処分上の実損回復というのは、正規の手続ではできないと。しかし、もしこれが、だから仕方がないのだとなりますと、町の決定に対して、町民は、よほどの知識や能力を持たない限り、対抗するすべを持たないのです。したがって、大きな権力を持っている者は、その行使に対して極めて慎重でなければならないと。したがって、私は、5月に今回の問題が再検討されるのは当然だと思っておりますが、これは去年のその時点で、本当に原点に戻って考えなければならなかった、それが持ち越されたために救済の手段を表向きは持たない、そういう中身であります。ぜひ、このことについては心していただきたいというように思います。

十分時間があれば、いろんな角度で議論したいのですが、何せ時間がありません。それで、申し上げたいと思いますが、やはり、知らされていない、あるいは、知らせるための努力という点では非常に大事だというように思います。

実はここに図表を用意していませんが、多分、所得階層で言う政令月収6万円というのは、国民の所得階層をゼロから100まで積み上げて、下から6人目、この程度しか減免の規定には対象にならないということです。しかも、国は、所得で言えば、10番目以下の人、ここに基準を設けて、第1分位と定めているのであって、10番目以下の部分については、各自治体が減免規定を設けてやりなさいと、国はそこまでは細かくしませんよと。美幌町としては、100人中、下から6番目以降の収入の方に、2割減免、3割減免ということをして設けているのであって、特別に基準が緩やかだということでは断じてないわけなのです。このこと自体が知られていないので、394世帯というのは、下から100人中6番目の人たちの階層に対する減免規定

なので、私はしっかりと、これはお伝えしていただきたいと。こういう人たちのために安全な網、セーフティネットが張られているのだという角度で、今後、ぜひ、処理をしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷良君） 昨日から、私どもの処理の仕方が大変まずかったということ、きょうに至って、なおまた、いろいろと御指摘をいただいて、本当に、大変申しわけなく思っているところでございますが、今、大江議員さんから御指摘のあった点につきましては、本当に宣伝の仕方がどうだったかということも含めて問われていると思ってございます。そういう中で、事後の対応として、私ども、制度のPR、本当に適切なPRを、十分わかるような形でやはりしていかなければならないということ深く反省をしているところでございます。その点につきましては、意を持って今後取り組んでいくということで私どもやっていきたい、そして、二度と同じ過ちを繰り返さないということで対応していきたいと、このように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、副町長からちょっとおわびの言葉がありましたけれども、町政の最高責任者として、私のほうからもちょっと答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回御迷惑をおかけした方々におわびを申し上げたいと、そのように思いますし、また、町民の皆さんに、こういったことで不信感を与えたということでありませぬ。心からおわびを申し上げたいと、そのように思っております。今回の事態を私は非常に重大に受けとめております。この後、職員の事情を聞きまして、処分を含めて考えていきたいと、そのように思っておりますけれども、そのことと別に、今回のことは、やはり日ごろから言っている町民の皆さんに対する対応、これをどうするかということだと思っております。そういったことで、改めて指示をした

いと、そのように思っておりますし、今回の事例で言いますと、現入居者の方についても周知をしっかりとしたことを図りたいし、また、今後入居される方についても同様に周知をしていきたいと、そんなふうに思っております。

我々、いろんな形で、先ほど大江議員おっしゃったように、本当に権限を持って住民の皆さんに向かい合うわけにありますから、しっかりそのことは、できることとできないことははっきり言って、できることまでできないような対応をするということは、全くプロとしてなっていないと、そんな思いでありますので、今後においてもしっかりとした取り組みをしたいと思っておりますし、また、きのう来、一般質問でさまざまな御質問がありました。それで、今後において、減免、あるいは免除、あるいは猶予、軽減措置、これらの総点検を全庁挙げてやっていきたいと、そのように思っているところであります。

また、大江議員につきましては、平成15年から、この場で、私もいろいろかわりを持たさせていただきました。一般質問も随分受けました。そういうことで、非常に建設的な一般質問もたくさんしていただいて、今回こういう形で一般質問ということで、建設的な一般質問でないという、そういう機会をつくってしまったことを心からおわびを申し上げたいと、そのように思います。今後、十分気をつけながら事務の執行に当たっていききたいと、そのように思っております。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間がありませんので、次の部分に移って、若干、最後に関連することになりますので、御所見をいただくということもあろうかと思っております。

では、次に移ります。

国保の医療費減免の問題についてであります。

それで、昨日の答弁を見ますと、一部実施していると、こういう中身ですが、私は、町としては方針を固めて実施しているというこ

とにはならない、このように思っています。方針がないので、やむを得ず国の基準を、最低限度でありますから、それでやらざるを得ないという状況になっていると、そのように思っています。

そこで伺います。

これは昨日来申し上げております、平成22年9月13日付の厚生労働省保険局長の通知文であります。これは、文書の中にもありますが、この取り扱いは地方自治法に基づく技術的助言であるということで、最低基準だからねと。9月13日の国会答弁、議事録がございますが、時間がないので御紹介できません。ここでも、これは最低基準であって、これを上回ることが望ましいというふうに言っている、最低基準です。これを受けまして、管内、これは北見市の取扱要綱、これは網走市の取扱要綱、これは紋別市の取扱要綱ですが、紋別市は昨年11月19日に策定されて、12月1日から実施、網走市は12月1日から実施、北見市は3月4日から施行というふうになっています。美幌町は、要綱ができていないと。要綱ができていないということは、最低基準しかないわけですから、担当者は相談されても、国の基準でしか、やりようがない。

念のために申し上げますが、国は、入院については処置しなさいと、通院と薬代については、これは対象になっていない、しかし、3市、あるいは、全道、全国で、今実施されようとしているところは、最低基準を国が示したので、入院、外来、あるいは薬剤であれば、全部対象にしようと、しかし、これは、申し上げますが、一定の条件のもとで、これもまたセーフティネットなのです。生活保護費を下回る、保護基準を下回る世帯について、しかも、資産については、基準生計費の3カ月分を超える貯金を持っていない、こういう厳密な網をかけた上で、3カ月を限度にして、最長6カ月までは使ってよろしいと、こういう非常に限定された中身であって、対象が無限定に広がるわけではないのです。

これが何で有効なのかという、昭和34年3月30日に発出された、ほとんど同じ中身の通知文書があるのですが、それには基準がなかったのだと。それと、減免した場合に国の補てんが全くないということなので、そこで全国から、実施したいけれども、財源に限りがあるから、国、何とかしろということで、私どもの議員なんかも国会で、補てんしろということで、何度となく追及した結果、2分の1の助成交付金を出すということで、出されたのが、内容は十分ではありませんけれども、これは歴史的な文書なのです。

そこでお伺いしますが、この文書は、もしかしたら、グループ内でとまっているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（石田勇一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃる、昨年9月13日付の厚労省からの一部改正通知につきましては、道を通じまして、平成22年9月15日付で美幌町のほうに届いております。決裁については、通知の一部改正ということで、私の段階で専決処理をして決裁を終えています。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国からはいろんな文書が来るので大変だと思うのですが、ある意味、歴史的な文書なのですよ。それが、やっぱり美幌町の予算を伴い、それから、美幌町としてセーフティネットをどのように張るのかという最も基本的なスタートとなるものであって、それがグループ内にとどまるというのでは、今日まで制度ができていない、私は直接の原因になっているのではないかというふうに、残念ながら思うのです。答弁書では、国基準を上回る処置についてはなかなか難しいと。こうやって言われてしまったら、私ども議会も、では、どこからどうすればいいのと、だれの見解、それは町長見解であることに変わりはないのですけれども、町長の口から発せられているので。しかし、やっぱ

り政策論議、これではできないだろうと思うのですよね。

全然時間がないのであれですが、非常に粗い質問しかできないのですが、この保険局長通知の真髓となるものを、町長、副町長、いつお知りになったのですか。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） ただいま御指摘の点、まず最初に、この対応が、主幹の段階で専決をしたことについて、どうだったかということにつきましてお答えをさせていただきたいと思いますけれども、全くもって不適切であったと言わざるを得ません。この意思決定を、やはり文書が来た中で、町長みずから、上乘せ基準もあるわけでございますから、そういう中で判断をします。担当レベルでは、直ちに近隣の状況も調査に入っていたわけですが、そういうことを怠ったということ、まさに御指摘のとおりで、このことにつきましても全く弁解の余地がないと思っております。

私が、このことを書面で、決裁行為という形で把握をしたのは12月の段階で、一部負担金のこれを適用される書類が上がってきた段階でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 大変粗い質問しかできませんが、そういう事実関係であると。そこで、多分、町の意味という点では、検討中というのが、一昨日、そして昨日の私に対する御答弁であったと思います。要綱、あるいは外来、それから薬剤費などについて含めるのか、あるいは、減免期間を何カ月とするのか、そういう点では、まだ腹が固まっていない、すなわち、町としての方針が固まっていないという状況で、今、答弁席に立っておられるというふうに思います。それで、おくれた分といいますか、知らされていない町民にとってみれば、えっ、そうなのと、しかも、国が2分の1負担してくれるんだよ、それなら何でというふうになる話なので、ぜひ、そういう意味でも改めて受けとめていただい

て、美幌発のいい制度をぜひつくっていただきたいというふうに思うのですが、時間がないので、このこともあわせてお伺いしたいと思います。

美幌町の国保被保険世帯者は3,632世帯、6,747名、これは、22年度についてはまだカウントし切れないということで、21年度決算の資料であります。そのうち生活保護基準以下の収入と考えられる世帯数は一体幾らいるかということで、私なりに推測しておりますが、所得ゼロの世帯というのは、現在まだよくわかりません。なかなか一遍に出てこない。それで、19年度決算で、所得ゼロ階層は1,452世帯ということは、議会に対する報告資料の中で、それが一番新しいデータで出ています。多分その後だろうと、所得がないという世帯であります。

この間の国保税の未収額を見ますと、町に払う税ですからね、無所得階層は2,923万6,000円の未納額になっておりまして、これらを含めて1億9,378万7,000円の国保会計全体の未収金です、国保税を払えないよという累計がそれぐらいになっているのです。考えてみますと、町に税を払い、税を払ったことで、3割の一部負担金で医者にかかる。私の知っている人は、税が高くて払えないので、病院に行きたくても行けないと言っている人がいるのです。税を払うことができない金額が無所得階層で3,000万円ほどあると。これを考えたときに、多分に、無所得、所得ゼロの人たちの中に、医療費が、3カ月なのか6カ月かわかりませんが、ゼロになる世帯が現にいるわけですよ。そういう意味で、ここはこれらも含めて、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

大変時間がないので、一括して御答弁いただきたいのは、前段で申し上げました公営住宅家賃にも、収入がなくて払えないという方々は、21年度決算資料で1,751万3,000円あるのです。住宅料の未収状況

は、前年度、前々年度と比較して、ふえてもいると。そこで、昨年10月13日に一般会計と国保会計を含む決算審査特別委員会の審査の講評を、たまたま私が委員長だったので、委員の同意のもとで申し上げたことがございます。それを読み上げてみます。申し上げた中身です。幾つかあるのですが、今の部分にかかわって、未収金対策について、各種未収金の確保に当たっては、悪質滞納者への毅然とした対応とともに、近年、町民の収入減少なども考慮し、減免制度や生活救済の各種制度を紹介するなど、町税等収納向上対策本部において適切に対処されたい。ちょうど、その前後して、この国保の問題が出ている。そして、前後して、家賃の減免の不適切な取り扱いが起きている。町税等収納向上対策本部の責任者であり事務方のトップは副町長です。まとめて、ぜひ御発言をいただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 副町長、残り時間が3分切れる状態でありますので、答弁短めにお願いします。

○副町長（染谷 良君） 私が収納対策の本部長という立場で申し上げたいと思います。

本当に収納対策、反省点として、滞納になったときどうするかという観点でやっていたということで、今の低所得者の方々、制度の運用を含めて、十分でなかったという点では、極めて私自身も反省をしているところでございます。町長からも先ほどの答弁ありましたように、減免を含めて、それらの対応、これは国保、介護保険等も、一昨日来指摘をされておりますけれども、公住も含めて、そういう低所得の生活弱者の方へどこまでできるかということは、まだまだ追求不足であったと、このように反省しているところでございます。その点につきましては、今後、庁内、きのうも町長から指示を受けておりますので、部局間において十分な調査検討を行って、正しい減免のあり方と方向性について、不均衡を生じることなく、公平の原則も尊重しながら、今後あるべき姿をさらに展望して

いきたい、取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御指摘の国保の関係でありますけれども、9月13日付の通知、国はセーフティネットで最低限のものを設けたと、その他の、横に出すか、上乘せするかについては、それぞれの自治体の判断で、一部、財政措置を伴うと、これは極めて、それぞれの団体のトップが判断すべき、政治的な判断も含めてすべきことを奪ってしまったということで、私にとっても極めて遺憾なことだと思いますので、今後、かようなことのないように、しっかりと文書の判断に当たっては、やはり厳しく判断させるように私どもからもしっかりとした指示をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開を1時15分といたします。

午前10時32分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古館繁夫君） 先ほど議会運営委員会を開きましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

美幌町自治基本条例に基づく本定例会における議案審議の質疑においては、一問一答方式を採用することといたしました。具体的には、議員が同一の議題に対し複数から成る質疑を行う場合、1回目については、一括質

疑、一括答弁を行うこととします。2回目以降の質疑応答から一問一答方式となるという意味であります。

また、一般質問と同様、質疑に対する町長等の反問を認めることといたしました。

質疑の回数は、従来同様に3回以内とし、町長等からの反問があるときの議員の答弁については、質疑の回数には含めないことといたします。

なお、これまでも、議長の許可を得たときは3回を超えて質疑ができたが、今後においては、議案審議を十分に深める意味からも、より弾力的に運用することといたしました。

この取り扱いについては、今後、試行錯誤を重ねながら制度の質を高めていくための試みであり、平成24年3月末日までは制度設計を整え、会議規則の改正を行う予定であります。

町長を初め出席説明員におかれましては、議会改革に向けた新たな試みとして御理解と協力をお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◎日程第3 同意第3号

○議長（古館繁夫君） 日程第3 同意第3号副町長の選任についてを議題といたします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第3号副町長の選任について御説明を申し上げます。

本町副町長染谷良氏は、平成23年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字栄町3丁目3番地の6。氏名、染谷良氏。生年月日、昭和23年3月21日生まれでございます。

昨日からきょうにかけての一般質問で、た

びたび御指摘いただいておりますけれども、事務手続で大変な御迷惑をおかけしておりますけれども、決意も新たに組み組んでいただけるものと思っておりますし、また、美幌町の発展、住民の皆さんの福祉の向上のために御尽力いただけると、そのように確信いたしておりますので、ぜひとも御同意をお願いを申し上げます、そのように思います。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第3号副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、提案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 同意第4号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 同意第4号監査委員の選任についてを議題といたします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第4号について御説明を申し上げます。

監査委員の選任についてであります。本町監査委員、本多忠夫氏は、平成23年5月11日をもって本職を辞されたことから、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条

第1項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

識見を有する者。

住所、美幌町字美禽265番地の29。氏名、高木清さん。生年月日、昭和19年1月17日生まれでございます。

どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第36号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 議案第36号動産の取得についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の4ページをお開きください。

議案第36号動産の取得についてを御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

詳細は参考資料で御説明しますので、参考資料の1ページをお開きください。

資料1、議案第36号関係。

ロータリ除雪車（除雪幅1.3メートル級）の1台の取得であります。

更新対象車は、平成4年11月購入車4輪タイプで、19年経過をしており、今回、北海道備荒資金組合により取得するものです。

納入場所は、美幌町報徳79番地、車両センターです。

動産の概要としては、型式、主要諸元、性能、機関につきましては、記載のとおりの内容です。

取得の金額は、車両本体価格1,410万1,500円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額で、償還年数は7年、半年賦元金均等払いで、借入利率は0.7%、利子総額は34万9,714円の見込みです。

取得の方法は、指名競争入札で、指名業者は、株式会社日本除雪機製作所と北海道川重建機株式会社北見支店の2者です。

落札業者は北海道川重建機株式会社北見支店で、ちなみに、落札率は97.4%であります。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長寺島光一郎です。

譲渡決定年月日、組合指定日。

納入期限は平成23年11月30日です。

以上、説明しましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第37号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第37号工事請負契約の締結についてを議題とし

ます。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の5ページをお開きください。

議案第37号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

詳細は参考資料で御説明しますので、参考資料の2ページをお開きください。

資料2、議案第37号関係。

駒生川関連第7号橋橋梁下部建設工事であります。

北海道が施工されております美幌川広域河川改修工事、駒生川地区1.7キロメートル区間において町道橋梁等のかけかえを、河川の補償工事として第7号橋のかけかえ、下部建設を行うものです。

工事の場所は、美幌町字稲美、国道240号線から町道10号道路、こうりん前とJAびほろタマネギ集荷場の間です。

工事の概要は、橋長24メートル、車道幅員7.5メートル、歩道幅員2メートル。橋梁下部工として、橋台2基、鋼管杭など、記載のとおりの内容です。

入札年月日は平成23年6月2日。

指名業者は、ダイイチ・安全特定建設工事共同企業体ほか、記載の4共同企業体です。

契約金額は8,767万5,000円。ちなみに、落札率は94.7%です。

契約の相手方は、宮田・聖太特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字仲町2丁目96番地、株式会社宮田建設、代表取締役、宮田博行。

契約保証金は、免除。

契約年月日は、議決後、本契約による。

工期は、本契約後180日とします。本日議決いただき、契約したとしますと、180日は、平成23年12月19日となります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第37号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第38号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第38号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の6ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第38号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するというので、記以下につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、改正の目的でございますが、病院事業におきまして、診療科目の増設等に伴う医師の増員及び医療技術者並びに看護師の増員により、医療体制の充実を図るため改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条に規定しております職員の定数でございますが、今回改正いたしますのは、(1)の町長の補助機関たる職員の欄で、カの欄で、病院事業の職員数82人から、今後、医師3名、医療技術者2名、看護師4名の増員を予定し、91人

にいたそうとするものでございます。

なお、今回の改正で、職員全体の定数につきましては、276人から9人増員しまして285人となるものであります。

根拠法令につきましては、地方自治法でございます。

施行日につきましては、平成23年7月1日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 1点ほどお尋ね申し上げます。

先ほど、医師数という意味では3名という御説明でした。これに関連して、例えば施設のお話をさせてください。例えば医務局、医局と言うのでしょうか、あそこにおけるキャパ、くだらない言い方ですけれども、医局のスペースというか、いすにしても机にしても、どのような状況なのか。どういう思いで、この3名、私は、人数に不満があるという意味ではなくて、そういう施設の、やっぱり相まってなければいけないだろうという思いがあるものですから、できる範囲内で御説明いただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 吉住議員の質問にお答えしたいと思います。

医局の、今現在のキャパについては、1ブースあいている状況にあります。したがって、医師3名増員を図ることになれば、ブースが足りないという状況があります。このために、3階に2会議室ありますので、そちらを改修するなりして対処できるかなというのが現状であります。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） そういう観点から見れば、私は、例えばお医者さんがまだ、3

名が、現実として、手ごたえとして、言える部分と言えない部分はあるでしょうけれども、でも、そういう医局におけるスペースにしても、あらかじめ用意しておくべきものだと思うのですよ。来てから対応をとるといっても、その間、ある意味では不自由をかける、そういう思いがあるものですから、そこら辺の調整というのは、病院の設置者と言ったらいいのかな、含めて、どのような協議をされているのか、許せる範囲内でお答え願いたい。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは定数条例ですので、これの内数ということで考えておりますけれども、一度に3名の先生がどっと、同じ日付で来るということではなくて、今の先生方の年齢構成も考えまして、退職間近な先生もおられるということで、その補充も含めて3名ということで、今回、定数の枠を設けさせていただくということであります。できれば一度に3名の先生が来ていただければいいのですけれども、なかなかそういう状況ありませんけれども、いずれにしろ、何らかの工夫をして、先生方に十分働いていただけるような、そんなことを考えて、施設面でも考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今、御提案ありました、医師3名、医療技術者2名、看護師4名ということで、町立病院の機能が高められるということについては大いに賛成であります。医師が現在8名ということになったことについても、町民は安堵しておりますし、現在の医師自体が過酷な勤務から解放されるということで、大変な朗報というふうに思っておりますので、さらに勤務条件がよくなるということについては大いに賛成であります。

そこで、ただいまの提案は、ややあっさりし過ぎているのではないかというふうに思われますので、さらに、どういう内容を目指しておられるのかという部分、医師についても、

それぞれ専門がおありでしょうし、どういう分野、あるいは、看護師につきましても、現在10対1の看護を行っている関係上、多分、すべてのベッドが満杯になったときには、看護師さんは10対1看護では足りないという状況になっていると思います。それで、今回増員の4名の看護師さんが、仮に満度に充足された場合に、入院の受付ベッドがふえるということをも意味するのかどうか、これらも含めて、ぜひ御説明いただければありがたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 大江議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、医師の確保につきましては、眼科については、今、出張医対応になっておりますので、基本的に眼科の常勤化を目指したいというところが1点であります。

次に、現在の外科の受診状況を考えますと、整形分野の患者さんが多いという傾向にあります。したがって、整形外科医も常勤で勤務を目指したいという考えであります。

また、町長から今御説明がありましたように、内科、あるいは外科の先生が、直近では退職に至るといようなこととなります。したがって、総合診療医といえますか、外科でも内科でも、いろんな分野で診療していただけるという先生を確保したいという考えがあります。

次に、看護師さんの10対1看護の関係であります。10対1看護の基準といたしましては、平均入院在院日数が21日という縛りになってございます。これについては、現在15日程度になっておりますので、クリアできるという状況にあります。

次に、夜勤時間が72時間以内という縛りがあります。しかしながら、現在の人員でいけば、夜勤時間が5月で76時間ぐらいになっています。したがって、それが3カ月続きますと、入院基本料10対1から13対1に引き下げになるということで、いわゆる収

益については年間3,000万円ほどの減収になりますので、これを防止するために増員を図りたいという基本的な考えがあります。

それと、人数がふえたことによって、現在想定しているのは、入院患者数80名で想定しております。したがって、4名増員することによって85名まで入院患者の状況が保たれるということになりますので、そういうことも含めて、今、4名を増員したいという考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 病院経営は、当美幌町にとっても大変気になる話であります。先日、お医者さんを含む交流会の席上、全道でも経営内容は非常にいい病院だということで、医師自身が大変胸を張って、大変明るい表情でおられたということは、私どもにとっても大変心強いものであります。それで、看護師4名増員になることによって10対1看護が確保されるのと、あわせて、入院のベッド数をさらにふやすことができるということで、経営にとって大変プラスの側面を持っているので、この点についても当然歓迎したいというふうに、御説明を聞いてわかりました。

最後にしたいと思っておりますが、現在8名のお医者さんは、3名は、このほぼ1年ぐらいの間に増員となりまして、全道の医療関係者、自治体病院関係者から見れば、奇跡に近いのではないかと、そういう評価をいただいておりますが、3名というのは、また思い切って踏み込んだ話であります。当面の医師確保の見通しはいかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど事務長が説明しましたように、眼科が出張医対応と、あと、整形の先生がおられないということで、科目でまだ充足できていないところもあると思っておりますけれども、前からいろんな場面でお話しさせていただいておりますように、やはりこの町の医療の中で中核となる国保病院で、

人工透析をやっておりますし、救急告示もしております。また、ベッド数も持っておりますので、この三つを何とか守りたいという思いで、先生方の確保に今日まで努力してきたわけでありまして。今後においても、いろんな財政的な制約はあるにしろ、やはりこの町の医療を守るということをしっかりやっていきたい。そのためには、やはり先生方の確保は必要だということでありまして、先ほど吉住議員の質問にもお答えしましたけれども、一度に3人というのはなかなか難しいと思っておりますけれども、この厳しいお医者さん確保の中で、この町に来ていただいたと。もちろん事務方の努力もありますし、先生方の地域医療に対する志もあって私どもの町に来ていただいたということでありまして、先生方にとっても、いい環境で医療に当たっていただきたいし、町民の皆さんにも安心していただくというためにも、やはり医師の確保、3名ということで、ぜひ目指していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第38号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第39号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 議案第39号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定しようとするということで、記以下につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改正の目的でございますが、健全な財政運営及び行政改革の推進を図るため、特別職の平成23年7月分から平成27年4月分までの給料の一部抑制措置を講じ、町長においては15%を、副町長においては8%をそれぞれ減額するものでございます。

改正内容でございますが、条例附則において、町長が月額88万円から15%を減じまして74万8,000円に、副町長が月額71万円から8%減じまして65万3,200円にしようとするものでございます。

2の適用期間につきましては、平成23年7月分から平成27年4月分まででございます。ただし、適用期間中に退任した場合の退任日における給料月額につきましては、減額前の額にするということで、これは、減額期間中に退任された場合、条例本則に規定する月額給料になるというものでございます。

施行日につきましては、平成23年7月1日からでございます。

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今回の報酬の改定についての説明は、平成21年12月22日、特別職報酬等審議会の答申に基づいて、22年2月1日の臨時会に、今回と同額の提案

が、本則で減額するという条例の改正案が提案されたところでございますけれども、議会でその条例案が否決になったという経過がございます。今回の提案については、本則ではなく、附則において7月から任期満了のその期間中に限って減額するという内容でございますけれども、前回と異なる提案でありますので、変えた考え方についての理由を御説明いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 前は、議員さんも私も、そして非常勤の特別職も、全体で報酬等審議会で審議していただいた結果ということで提案させていただきましたけれども、今回はそれと違って、附則で、我々の任期期間中ということで、これは、行政改革の推進を、我々特別職、率先垂範して、やはり範を示していくべきだという思いで今回提案させていただきました。

それで、もちろんこのことについては、議会の特別委員会の報告の中でも、こういった率先して、みずから減額する分については拒まないといいますか、そういう報告も受けておりますので、それに沿った形で今回提案させていただきましたということでもあります。本則の中で言うかどうかはまた、報酬等審議会の中でどういう、諮問するかどうかも含めて今後検討していきたいと思っておりますけれども、今回は、引き続きという措置の中で提案をさせていただいているということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 答申を尊重すれば、私は、やはり本則で減額するというのが筋ではないのかなど。今の町長答弁では、今後、答申をするかどうかも含めてということですが、答申を尊重して、時期を見計らって、本則に入れた改正をする考え方はあるかについて、もう一度、町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 報酬審議会で諮って、答申いただいて、その結果で、私、議会

に提案させていただきましたけれども、これは一つの議会の結論が出ているわけですから、それはそれでやはり尊重しながら、今後どうするかについては、また、我々としては考えていきたいと。本則にうたうということは、もう、一回決着のついている話だということで御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 1点だけ、答申との関係で整理をしたほうがいいのではないかなという思いで質問をいたします。

昨年、たしか2月1日の本則改正の際には、そのための諮問を行って答申をいただきましたので、その限りにおいては、その当時の答申を根拠として、評価は別にしまして、生きていたものだ。昨年2月段階では答申は生きていたが、その議案が否決された時点で、答申は消滅したものと私は思っております。したがって、今回、あたかもその答申が活着しているにもかかわらず、その答申を尊重しないのかというふうに町民からとられるおそれがあるので、その部分については、その答申は既に議案が消滅したことによって消滅したものであるという判断を私はするのでありますが、その関連を明確にさせていただいて、答申は背後にはないと。したがって、当時の議会の意思を受けて、及び、それ以降の議会が設定した調査特別委員会のその方向を十分勘案した上での今回の提案であるというふうに受けとめているのですが、そのことについて、あえてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ただいま、上杉議員への答弁もしたように、2月に答申の結果で私は提案させていただいて、議会の正当な議決の中で、それについては否決されたということで、これはもう結論が出ている話ですから、それはそれとして、今回は、私どもは、

前期と同じように引き続いて行革の先頭に立つと、そんな志のもとに、今回、附則で減額をさせていただくと。今後どうするかについては、それはまた状況を踏まえて、私が報酬等審議会に諮問をして答申するかどうかは今後の判断になってくるということですので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 議案第40号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第40号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというので、記以下につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、先ほど御説明しました参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号の美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のところで御説明申し上げました内容と同様に、教育長の給料月額61万5,000円から8%を減額しまして、56万5,800円にしようとするものでございます。

適用期間につきましても、同様に、平成23年7月分から平成27年4月分までで、ただし書きの、適用期間中に退任した場合の取り扱いにつきましても同様とするものでございます。

施行日につきましては、7月1日からということでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第41号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第41号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては参考資料の5ページで御説明申し上げますので、お開きいただきたいと思います。

改正目的でございますが、地方税法等の改正に伴い、所要の税条例の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず、1番目の、国民健康保険税関係であります。第148条及び第155条の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

国民健康保険税につきましては、医療分、介護分、後期高齢者支援分の3区分となっております。それぞれ限度額が定められておりますが、今回の改正におきまして、医療分の限度額が50万円から1万円引き上げられまして51万円に、後期高齢者支援分も13万円から1万円引き上げられまして14万円に、介護分につきましては、限度額10万円から2万円引き上げられまして12万円となりまして、合計73万円から4万円引き上げになりまして、77万円となるものでございます。

この規定に係る施行日につきましては、平成23年4月1日からでございます。

次に、2の町民税関係でございます。

1点目は、附則第42条で、本年3月1日に発生いたしました東日本大震災によりまして、住宅や家財等について生じた損失額を平成22年分の所得金額等から雑損控除として控除し、平成23年の町民税から適用を受けることができるものでありまして、繰り越しの可能期間も5年となったものでございます。この規定に係る施行日につきましては、公布の日からでございます。

2点目でございますが、附則第43条によりまして、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、大震災によりまして滅失しても、控除対象期間の残存期間について継続適用できることとなるものでございます。この規定に係る施行

日につきましては、平成24年1月1日からでございます。

次に、固定資産税及び都市計画税関係でございますが、附則第44条としまして、まず、土地の関係でございます。大震災により災害を受けまして、滅失または破損した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後10年間にわたって当該土地を住宅用地としてみなして、住宅用地の価格の特例、これは、評価額について、小規模住宅用地については6分の1、一般住宅用地については3分の1に軽減される特例でございますが、これを10年間住宅があるものとみなして、この特例の適用を生かすものであります。また、被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地にかわる土地を平成33年3月31日までの間に代替地として取得した場合には、代替土地のうち被災住宅用地に相当する分につきましては、取得後3年間について住宅用地とみなして住宅用地の価格の特例が適用され軽減されるものでございます。

次に、家屋関係でございますが、大震災により滅失、破損した家屋の所有者等が、被災家屋にかわる家屋を平成33年3月31日までの間に取得し、または改築した場合は、代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、4年間について2分の1に、その後2年間につきましては3分の1に軽減されるものでございます。

次に、償却資産関係でございますが、大震災により滅失、損失した償却資産の所有者等が、当該償却資産にかわる償却資産を平成28年3月31日までの間にその被災地域において取得し、または改良した場合については、課税標準を4年間2分の1に軽減されるものでございます。これらの特例措置によります軽減措置についての適用を受ける場合の申告手続に関する規定について制定するものでございます。

なお、この特例措置の適用につきましては、現段階で本町の対象者はございません。この規定の施行日につきましては、公布の日

からでございます。根拠法令につきましては、地方税法でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第41号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時20分までといたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第42号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第42号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の13ページになります。

議案第42号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,471万7,000円を追加し、歳

入歳出それぞれ105億3,188万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債の補正で御説明申し上げます。

それでは、16ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、地方債の補正でございます。

上段に書いてあります起債の目的の、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、限度額、1,210万円と、その下の、食料供給基盤強化特別対策事業、限度額1,210万円で、同額でございます。これにつきましては、豊高地区の道営担い手畑総事業、それから、美禽地区の経営体育成基盤整備事業、田中地区の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で実施します、暗渠、土壌改良に係るパワーアップ分でございますが、平成23年度から平成27年度まで新パワーアップ事業として制度改正が行われ開始されることになり、名称も食料供給基盤強化特別対策事業に変わりましたので、今回変更するものでございます。

なお、本年度の地方債の借入総額7億4,090万円には変更ございません。

次に、23ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございます。

まず、一番上の一般事務費の増、補助金、美幌自衛隊女性協力会40周年記念事業補助金10万円でございますが、これは、美幌町自衛隊女性協力会が40周年を迎えるに当たり、記念誌の発行に対しまして2分の1を補助するものでございます。

その下の、一般事務費の増、積立金3万5,000円の増につきましては、本年の4月11日から5月20日までの間で5名の方からいただきました、ふるさと納税制度によります寄附金を、ふるさとづくり寄附金に積み立てするものでございます。

次の、生活バス路線維持事業費の増、負担金、地域公共交通活性化・再生総合事業負担金857万5,000円の増でございますが、これは、平成20年度から地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、国交省の助成をいただき、本町の公共交通のあり方と効率化を図るため実証運行を行っているものでございまして、今年度は美幌高校の統合に伴う登下校の路線を加えたワンコインバスの実証を10月から6カ月間実施するものと、農村地区の乗り合いタクシーを10月から2カ月間実証運行する部分の経費と、さらには、その実証運行に伴う分析業務の委託、さらには、パンフレット等の事務費について協議会へ支出するものでございます。

その下の、住民活動推進事業費の増、庁用備品、これにつきましては、南町集会室の石油ストーブの老朽化に伴いまして更新するもので、14万円を増額させていただくものでございます。

その下の、防災活動推進事業費の増、消耗品費94万5,000円でございますが、これは、本年3月11日に発生しました東日本大震災に伴い、本町で保有しておりました災害用毛布200枚を被災地の支援物資として提供いたしましたので、その分を補充するものでございます。

次の欄の、施設維持管理事業費の増、修繕料122万3,000円でございます。これにつきましては、コミュニティセンター大集会室の水銀灯の安定器が、経年劣化によりまして破損し、天井から落下するなどの症状が起きましたので、安定器40個を交換するものでございます。

一番下の欄の一般事務費の増、補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4,181万2,000円の増でございます。これにつきましては、北見市の有限会社ラポートケアが本町の鳥里2丁目5番地、これは鳥里南公園の北側になりますが、そこに18床の認知症対応型のグループホームを開設することになりまして、道からのトンネル補助金とし

て補正をいたすものでございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上でございますが、季節保育所運営事業費の増、修繕料14万9,000円の増額でございますが、これにつきましては、仲町の中央保育所の排煙窓開閉操作ボックスが経年劣化により故障となりましたので、修繕するものでございます。

次の欄の、4、優良農作物確保等対策事業費の増、補助金、ヘクタール残留対策事業補助金10万8,000円の増でございますが、これは、カボチャの農薬残留分析を実施する経費の2分の1についてJAに対し助成するもので、今年度は29件分を予定してございます。

次の、みらい農業センター費の増、人夫賃等27万6,000円の増でございますが、これは、本年度の緊急雇用創出推進事業によりまして、農作業における労働力不足解消について、試験的に、みらい農業センターでサイインゲンの収穫作業を通して障害者の雇用機会の創出を図るため、障害者の支援、指導等を行う方1名を7月から46日間雇用するための賃金でございます。

その下の、7、戸別所得補償制度推進事業費、補助金、戸別所得補償制度推進事業費補助金299万9,000円の増でございますが、これは、本年度から本格化される戸別所得補償制度を円滑に推進するため、美幌町農業再生協議会が立ち上がり、それに対して交付事務に係るシステムのリースと、研修と、あるいは事務の経費に対する補助金でございます。

次の欄の、2の、林業推進事業費の増、補助金、間伐材安定供給コスト支援事業補助金351万円の増でございますが、これにつきましては、峠の湯のチップボイラーの導入に伴いまして、チップ供給コスト支援のため、加工業者であります森林組合と間伐材等安定取引協定に基づき取引を行うことにより、伐採、搬出、運搬等のコスト削減のために2年

間助成されるものでございまして、チップ材に対して、1年目は1立方メートル当たり3,000円、2年目は1,500円助成されるものでございます。

一番下の欄になります、町有林造林事業費の増、業務等委託料、看板作製委託料19万円の増につきましては、企業の社会環境貢献活動として森づくりに参加していただきました、ニッテンスズランの森の造林が完成したことに伴い、看板を設置するものでございます。

その下の、自動車等借上料48万3,000円の増でございますが、これは、先進林業機械導入オペレーター養成促進緊急対策事業により、オペレーター養成研修を受けた臨時職員が実際に作業路の開設を行う場合、オペレーターの技能向上を目的に助成されるもので、グラップル機能とバケット機能を持ったもので、伐根、床堀の両方の作業ができる重機を借り上げまして、500メートルの作業道を開設するための機械の借上料に対する経費でございます。

次に、27ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の、広域事務組合負担事業費の増、負担金、美幌・津別広域事務組合負担金88万4,000円につきましては、消防職員の退職に伴い、新規採用職員に係る消防学校への研修及び制服等の貸与品に要する経費の負担分でございます。

次の欄の、学校管理事業費の増、社会保険料等4万7,000円と嘱託職員賃金25万7,000円、一つ飛びまして、中学校費の学校管理事業費の減、社会保険料等4万8,000円の減と、その下の嘱託職員賃金29万3,000円の減についてでございますが、これにつきましては、学校技能員の配置がえに伴いまして、世帯構成に伴う寒冷地手当及び通勤手当の変更により、小学校費と中学校費の予算の組みかえを行うものでございます。

小学校費のほうにお戻りいただきまして、

一番下の、償還金利子及び割引料の281万4,000円の増でございます。これにつきましては、平成21年の地域活性化・経済危機対策臨時交付金により、15人乗りのスクールバスを導入したわけでございますが、昨年の12月3日に発生しました交通事故により廃車することとなりまして、処分するに当たり、残存価格に係る補助金を返還するものでございます。

次に、図書館費の活動促進事業費の増、消耗品費でございます。本年3月9日に、美幌町字報徳にお住まいの大屋委代様から、図書館を利用させてもらっているお礼にと1万円を、もう一方、5月21日に美幌仏教振興会会長岡元一実様から、花祭り仏教文庫の充実のためにと5万円の御寄附をいただきましたので、図書を購入するものでございます。

一番下の、屋内体育施設維持管理事業費の増、修繕料45万1,000円の増額でございますが、これは、B&Gの海洋センターの給湯ボイラー、サーモスタットの故障に伴う修繕でございます。

次に、21ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入でございます。

一番上の、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4,181万2,000円につきましては、北見市の有限会社ラポートケアが建設しますグループホームに対するトンネル補助金でございます。

その下の、へプタクロール残留対策事業補助金10万8,000円につきましては、カボチャの残留農薬検査に対する補助でございます。

その下の、緊急雇用創出推進事業補助金27万6,000円につきましては、みらい農業センターで障害者の雇用創出に係る指導者への賃金に対する補助金でございます。

その下の、戸別所得補償制度推進事業費補助金299万9,000円につきましては、戸別所得補償制度の交付に係る事務経費の補助金でございます。

その下の、食料供給基盤強化特別対策事業補助金1,972万円の増と、地方債の起債のところで申しあげました新パワーアップ事業として制度改正されたことによりまして、このページの下から2段目の真ん中にあります、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金の減、1,972万5,000円、これの予算の組みかえでございます。

その下の、ふるさと寄附金の増は、4月1日から5月20日までにいただきました5名の方からの寄附金でございます。

その下の、図書費の寄附金の増5万円につきましては、5月21日に仏教振興会からいただきました寄附金でございます。

次の、財政調整基金繰入金の増、1,726万7,000円の増額につきましては、今回の補正に係る財源調整を財政調整基金に求めるものでございまして、年度末におけます残高につきましては、今回の補正を含め、6億4,021万円となる見込みでございます。

その下の、未来への森林づくり基金繰入金の増、56万5,000円でございますが、これは、企業の森づくりのため、日甜さんよりいただいております寄附金について、ニッテンスズランの森として造林が完了したことに伴い、その造林経費及び看板設置に係る財源として、基金より繰り入れするものでございます。

その下の、公有物件災害等共済金の増、106万7,000円の増でございますが、これは、先ほどのスクールバスの交通事故に伴います相手方からの損害賠償金でございます。

一つ飛びまして、先進林業機械導入事業助成金54万3,000円につきましては、先進林業機械導入オペレーター養成促進緊急対策事業に係る林地の作業道開設に伴う機械の借上料及び燃料費に係る助成金でございます。

一番下の、町債につきましては、地方債のところで御説明申しあげましたので、説明は

省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） ページ数で申し上げます。25ページ、みらい農業センター費の増で、人夫賃、私の聞き方が間違ったら、遠慮なく御指摘ください、障害者の雇用云々絡みで、指導員というような受けとめ方をしたものですから、もしそうであれば、この一定期間過ぎた後に、そういう方々の、後の話はどうなるのだという趣旨のことをお聞きしたいなど。46日過ぎて、その後の対応はどうするのだという意味ですよ。聞き違いであれば、遠慮なく言ってください。

それから、もう1点、林業推進事業費、間伐材安定供給という言葉は、何となくわかるような、わからないようなところで、お聞かせ願いたいのですが、実は、峠の湯の、チップを使うという意味内容の絡みで言えば、あそこでお湯をわかす、暖房に使う等を含めた場合の、もろもろ入れたときの試算は、過去にいろいろ聞いています。だけれども、これを森林組合に出すとすれば、もとの話とちょっとニュアンスが違うかなという印象を受けたものですから、そこら辺の絡みをわかりやすく教えていただければありがたいかなという思いで、この2点、お教え願えないでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 1点目の、みらい農業センターの人夫賃等ということで今回補正をいただくもので、先ほど総務部長のほうから説明させていただきましたけれども、障害者の方々に、今、サヤインゲンを試験的にやっていただいております。その日数が、一応、約46日で見えております。ですから、今回につきましては、計算でございますけれども、指導ということで、普通の人夫賃でございますけれども、1日6,000円で

見て、その期間分、ことし46日、延べで収穫を見ておりますので、その期間について、1人の人工、指導という形でついでいただく方を緊急雇用で雇い入れるということであり

ます。その後どうするかということでございますけれども、ことしの期間としてはそれで終わるということですので、その日程と合っているということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、間伐材安定供給コスト支援事業補助金ということでございますけれども、これは、もともと森林整備加速化・林業再生事業ということで、具体的には、峠の湯にチップボイラーを入れた補助金でございます。その補助金のメニューの中に、地元の間伐材を使った場合に、先ほど説明させていただきましたけれども、2年間の補助で、例えば今年度であれば、立米当たり3,000円補助が出るということでございます。実際には、森林組合のほうに助成をして、峠の湯が森林組合からチップを買うということで、結果的には、峠の湯のチップの購入代金が安くなるということになります、結果的にはですね。これは、そういう支援制度も使わなければ、別にそれはそれでいいのでしょうか、今までの峠の湯のボイラーを設置する流れの中で、本来ならば、今回大震災のことがあったりして、いろいろ、使える期間が先延びというか、本来であれば、4月1日には新しいシステムが完全に稼働して、試験も全部終わるという形だったのですが、現実的にはちょっとおくれて、今委託している委託業者のほうで、重油等を使っております。そういうこともあって、少しでもこういう制度で全額支援していただけるのであれば、言うならば、おくれた分、試験で東京美装さんが持ち出した重油分の補てんも兼ねるということもあって、この制度で支援をしたいということでもあります。ですから、チップを少しでも軽減というか、安く提供できるということであればということだったので、この制度

で購入補助をするということでありませ

よろしくお願

○議長（古館繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） みらい農業センター、ことしの分という意味では十分理解できます。私が申し上げたいのは、さらに突っ込んで、例えば来年にしても、こういうサイインゲンというのをつくっていただろうと、そういう形の中で、こればかりではなくて、全体のこともお聞きしたいのですよ。お金が当たるからつけるという趣旨で、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、そうではなくて、制度的というか、機構上、必要だからというのだったら、当たる当たらないにかかわらず、対応をとるものは、とるべきだという思いがあるものですから、ことしの分という意味では十分理解しましたが、そうするならば、鬼に笑われてしまいますが、来年も含めてどういうお考えを今の段階でお持ちいただいているのかなというのが、再度、やめておきますけれども、再度聞きたい。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 申しわけございません、内容が悪くて。来年度以降ということの中でいけば、この事業につきましては20年度からいろいろ新たな試みとしてやっていただいております。そういう意味でいけば、20年度、昨年度からですから、22年度から実施させていただいて、ことしは2年目でございます。当初お話ししていたのは、補助する、言うならば、アシスタントする人をつけて、障害者の方が少しでもなれてもらおうということがもともとの考え方です。ですから、最終的には、そういう補助する人を基本的には、少なくなっていくますよと、ですから、少しでもそういう作業になれてくださいというお話の中で、今回、この事業を使って、昨年、なかなか、高温ということもあって、収穫の日数がかなり減って、収穫する経験をする期間が短かったと、そういうこともあって、ことしで何とか軌道に乗せて、

言うならば、技能というか、収穫方法をきちんと修練というか、なれてもらうということでの部分で、今後につきましては、一応、新たにふやしていく考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（古館繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） ちょっと印象で申しわけないのですが、そうであれば、これはみらい農業という形の使い方ではなくて、むしろ、隣で別な部長がうなずいていますが、民生部所管の予算に充てるべきでないかなという印象を持っています。そこら辺の判断、私は思っているもので、軽く御説明いただければありがたいかなと思います。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 障害者のみならず、緊急雇用については、できるだけ経済部の担当のほうで、私たち民生部で活用できるものを使っていきたいという考えの中で、特に今回の場合については、障害者、具体的には、NPO法人えくぼ福祉会の対応でございます。それで、えくぼ福祉会、我々については、民生部の所管としましては、障害福祉計画の中で、最終的に障害者が就職できると、就職を目指す方向でできる手段として、そういったサイインゲンとか、今試験的にやっています、民間のところのデパートに行ったり、いろんなことをやってございます。そういう中で、民間の中に就職の機会を設けるべく、今、えくぼ福祉会のほうで試みしていますので、それは全体の中で考えていきたいというふうに考えてございます。

よろしくお願

○議長（古館繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 2点目でありませ

部長、ちょっと表現が、私も今適正な言葉が思い浮かばないのですが、例えば燃料にしても、品質証明、例えばカロリー、チップというのは、間伐材からつくろうが何しよう

が、見た目は、形状はチップと言ったり、コンポストとか言ったり、いろいろな言葉があるのですが、そこら辺の話も、どういう意味で、チップも含めて燃料という考えで勝手にしゃべりますが、その燃料の品質管理というのは、買うほうもチェックが必要だろうと思うのですね、その形状ばかりではなくて。そういう意味で、ちょっと疑問が、何か同じ形していても、質のいいのと、俗に言う、ちょっとだけ足りないということの対応という意味での支出なのか、何か私自身も理解できないものがあるもので、私にとって、もう少しわかりやすい言葉をいただければありがたいと思うもので、できたらこの2回目ですべておきたいと思うものですから、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 今回の部分については、間伐材の利用促進という国の事業でございます。一つは、少しでも地元の間伐材を使ってもらえれば、たまたまその一つの手法として、立米当たり3,000円が出るといふことであります。あくまでも行政にかかわるものということでしたので、今回、チップに関して、立米当たり3,000円補助が出るということで、今回予算を組まさせていただきました。

チップの種類の品質のよしあしということではなくて、体積当たり幾らという補助でございます。実際に、そのボイラーをたく中において、非常に問題なのは、含水率、議員御存じだと思いますが、含水率が問題でありまして、今使っているチップについては、大きさはいろいろ形状でつくってもらえるのですが、どちらかというところ、製紙用のチップを使っているということがあって、実際、ボイラーのチップで見た場合に、正確に言いますと、大体私どもがボイラーに求めている含水率が50%ぐらいで見えています。50%以下を求めているのですが、実際には50%を超えているということがあって、そのことは具体的にどういうボイラーに影響していくかと

いうと、同じ熱量を出すためには、量をたくさんたかなければいけないということもございます。そういったこともあって、当初予定しているチップの量を多くたかざるを得ないということがありましたので、今回こういう制度がありましたので、その購入の部分で助成をしたいということで、購入元の森林組合のほうに、立米当たり3,000円の助成をして軽減したチップを峠の湯に納入してもらうという考えでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸君。

○12番（吉住博幸君） 項目は変えるつもりはございませんが、先ほどの話と似たような話をちょっとさせてください。

今回、こういう国から云々というお話も含めて、対応がとれたとしても、峠の湯、今後、町長もあの周辺の整備も含めてお考えがあるかという中で、あそこが1年後におやめになるわけではないと思っているのですよ。今回はこういう考え方でできたとしても、後日という言い方よりも、来年、再来年、もっと先という考え方の中の対応という観点で部長のお言葉をお聞きしたいのですが、そこら辺のほどをよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 峠の湯については、当然、今回屋根も改修させてもらって、今後も続けていくことは当然のことでございます。そういった中で、私どもが今、林業の施策を進めている中で、言うならば、チップボイラーも入れさせていただきました。そういった中で、基本的には、今の国の施策の中で、非常に林業に係るものがいろいろございます。そういう中で、少しでも地元ととして有利になる補助についてはどんどんかかわっていきたいという考え方がございます。そういった中で、ボイラーを入れた初年度として、やはり調整段階で、先ほど言ったように、スタート時期が、本格稼働の部分がちよっとおくれたり、それから、チップの含

水率の問題があったり、そういうことがあって、今の委託業者の部分に迷惑、言うならば、金銭的な部分も含めて迷惑もかかっている部分もあるということがありまして、今回のこういう制度を使って、少しでもそこに入れて、これからも長く、言うならば、峠の湯が維持できるように支援していきたいというふうに考えての今回の補助金の導入でございますので、あと、今後についてもきちんとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 23ページですね。辺地対策費の生活バス路線事業費ということで、現在、美幌高校ができてましてということで質問をいたします。

今回、この補助金等857万5,000円の中に、実証実験ということで、秋口に美幌高校までのバスの実証をするという説明がありましたが、このときの実証を予定しているであろう路線だとか取り組みの方法が、現在わかることがあればお教え願いたい。

それと、関連のことで、現在、春から学生が美幌高校まで、自転車なり徒歩なり、いろんな形で行っていると思うのですが、特に、私も駅前に住んでいるものですから、駅から行く高校生が相当いますので、現在どのような対策がとれているのか、どういう協議がなされているのかをお教え願いたい。

それともう一つ、4月に総務部長から多目的の運行バスの話を専決でやりたいということで、しゃきっとプラザから年間17回ですか、美高までの買い物バスを出すということをお聞きして、新しい議会になってから説明を求むということで終わっていましたが、現在まだ説明を受けていませんので、そのバスがどのような運行の目的、運行方法なのか、私は、この生活バス路線の補助費の中に入る

のかななんて思ったものですから、それも重ねて予算措置についてお聞きしたい。

と同時に、その買い物バスが帰ってくるときに、学生が乗ってくることができないのかどうかも含めまして、まず1回目、お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） まず、今回の新年度に係るバスの実証運行の計画でございますが、今回の実証運行を行う部分につきましては、まず、循環バス、ワンコインバスでございますが、これは、野崎団地、それから美芳の一部を路線変更したものを基本として、高校が今度、上の高校に統合になるということで、その登下校を含めた循環バスを実証運行しようということでございます。これにつきましては、昨年のアンケートの中で、実は下の高校があったときに、ワンコインバスを利用されている生徒がいて、その生徒に対してアンケートをとったところ、冬について相当数がワンコインバスを利用したいという結果から、今年度、高校までの登下校に向けた実証運行を行ってみようということで協議会で決めたものでございます。

それともう1点は、郊外におけるバスでございますが、現在は福祉バスを運行しているわけでございますが、今年度におきましてはデマンド型ということで、これは予約制でありますけれども、郊外地区において、予約による乗り合いタクシーを実証運行しようということで、こちらのほうは10月から2カ月間、それから、ワンコインバスのほうの高校までの路線を増便した部分につきましては、10月から3月までの6カ月間、この部分をこし実証運行しようというものでございます。

それから、2点目の、自転車の関係で、かなり駅までであるということで、スクールバスの関係は、駅前からワンコインを走らせるということでございます。

それともう一つ、現在、高校まで北見バスさんがスクールバスを運行してございます。

これは時間帯がずれますので、どういう乗り方になるかは、生徒さんたちの状況によって変わるとは思いますけれども、これも駅から同じく登下校に対して運行しているものがございます。ことしは、北見バスさんと協議した中で、並行運行しましょうということで実証運行することになってございます。その結果を踏まえて今後どうするかということで、また改めて協議した上で決定していきたいという考えのもとでの実証運行でございます。

それから、3点目、多目的バスの関係で、美農ショップが、高校統合になったということで、上の高校で美農ショップを開設すると、下のほうでは、生徒数も少なくなったことから、なかなか、放課後おりにきて対応できないということで上でやることになったことに伴いまして、何とか買い物をする方の足を確保していただけないかという要請を受けまして、事業計画が年間18回ということでございました。

前、松浦議員が委員長をやられたときに、既定の予算でやらせていただきたいということで、専決ではなくて、多目的運行のバスの予算の中で、既定の予算でやらせていただきたいということでのお話をさせていただいたところでありまして、具体的に、もう、2回実施されておりますが、実は、乗られる方が少なく、前は一人も申し込みがなかったということで、このことについては、高校のほうでバスを利用する方の把握をした上で私どものほうに連絡をいただいて、しゃきつとプラザから、放課後に行われる美農ショップに対して送迎をするという考えのもとで走らせることにしたものであります。現段階ではまだ一度も走っておりません。これも、今後どうなるかわかりませんが、あくまでも高校のほうから何人乗るよということでの取りまとめをいただいた中で、私ども、それに対応していきたいという考えのもとで計画をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 再質問をする前に、

松浦議員並びに他の皆さんにもお伝え申し上げます。

一問一答ということになりましたので、先ほど、松浦議員、何項目かの質疑をされました。松浦議員、例えば、冒頭に三つのことについて尋ねたいということですか、以上3点についてお尋ねいたしますとかというふうに言っていたら、答弁する側も、1番目の質疑については丸々、3番目はこうだというふうに、答えるほうも楽でありますから、何項目述べましたというふうに、冒頭か、最後か、言っていたら、答弁する側、また、ほかの議員もわかると思いますので御理解ください。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 言わなかったのも、一括だと思いますので、一括でいきます。

○議長（古館繁夫君） 3項目か4項目…。今、部長は2項目を答えたのですよね、三つでしたか、失礼しました。3項目質疑されたのですよ、項目的に。（発言する者あり）

松浦議員、1項目だという解釈にさせていただいて、詳細ちょっと区切りましたけれどもね。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 一括という形で。

まず、関連関連が入りましたのでね。現在という部分の話の中で、再度説明を確認したいところがありまして、現在、北見バスも検討という話も聞いたのですけれども、この実証実験は阿寒バスさんなのですかね。要するに、同じく駅からビーゴバスも走ります、北見バスも走ります、実証しますと、この辺がちょっとよくわからないかなと。現在、高校生が北見バスの路線も使っているけれども、時間等が合わないというような説明もありましたが、では、実証実験のときには、そのときに初めて時間を調整するのかどうかという部分がちょっとよくわからなかったものから、もう一度、現況と今後の予定の中で、もう一回、ここの部分、説明を願ひたいと。

多目的バスが、今、総務部長からは、予算内で使うという説明をしたと、過去の話ではなくて、この説明を受けていないものですから、この多目的バスそのものの存在がわからないのだということですね。

それと、先ほどの回答には入っていないけれども、このバスが走った場合、このバスに高校生が乗って帰れないのかという回答がないものですから、再度お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） まず一つ目の、スクールバスの関係でございますが、現在も北見バスが登下校に対して運行してございます。今回、ワンコイン、市内循環バスを高校までの登下校を含めた路線として実証運行をあわせて行うということです。したがって、北見バスも運行しますし、ワンコインバスも運行するというところでございます。これは、美幌駅からスタートするわけでございますが、時間帯がずれて運行されるということになります。この実証の結果をもとに、今後どういう方向でスクールバスを運行したらいいのかということを検証した上で本格稼働するという流れで今取り組むところでございます。

それから、多目的バスの関係でございますが、私の説明が悪かったのかどうかわかりませんが、美農ショップの話でございますが、美農ショップ、下の大通りに開設していたときは、かなりお客さんが入ったということで、高校のほうも、今度、統合によって、なかなか大通りまでおいてこれないということで、上で開設することになったと。それに伴って、住民の足を何とか確保したいという要望がありまして、それでは、急激に補正するというのではなくて、現在、私も住民活動で持っている多目的バス運行の予算を使った中で運行できないかという中で検討した結果、年間18回の計画でございましたので、その中で何とか対応できるのでないだろうかということで、総務文教と経済建設常任委員長に、美農ショップに向かうバスがしゃ

きっとプラザから運行させるということでの御了解をいただきたいということでの御報告を申し上げたところでございます。そのときに、そういう違った専決ということでのお話で受けとめられたということについては、私の言い方が悪かったのかどうかわかりませんが、既定予算の多目的バス運行の予算を使わせていただいて運行させていただきますということでのお話をさせていただいたつもりでございましたので、よろしく申し上げます。

それから、この多目的バスの、美農ショップが開設する段階でバスを運行した後、子供たちが乗れないのかということでございますが、これは美農ショップを利用する方のためのバスということでございますので、そこまでは今の段階では考えておりませんが、まだ一回も運行しておりませんので、その辺、夏まではスクールバス、ワンコインでは運行しませんので、時間帯が放課後になりますので、下校の時間とはちょっと合わないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 最初の、実証実験のことについては、何となく理解ができたかと。ただ、ワンコインバスも路線が長くなると動く時間も長くなりますので、当然、乗ってから5分後、10分後に美幌高校に着くわけではないのかなと。そうすると、ちょうど来る列車の時間が相当数厳しいのかなというのは僕もわかっているのですけれども、そうすると、このビーボバスの運行のサイクルも相当厳しくなるので、この実証実験は相当厳しいかなと。だから、よっぽどな計画でないといけないのかなという実感がありますので、その辺また、再度、運行方法等が決まりましたらまた、いずれか、総務文教厚生常任委員会等でも説明願いたいと思います。

また、関連の多目的バスの運行につきましては、何となく理解しましたけれども、このバスを使うのであれば、同じ町内のバスとい

うことであれば、少しでも多くの人に乗ってもいいのかなど。なれば、買い物客以外の高校生も乗ることがぜひ検討できないのか、またお願いしたいと。

また、最後になりますけれども、私も美農ショップの開業時のとき、支援した団体のメンバーなものですから、この美農ショップがなくなった、また同時に、しゃきつとから買い物バスを出すということについて、商店街なり、そういう関連団体との協議が当然終わっているかどうか、最後、これで終わります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） まず、運行方法の決定ですけれども、具体的には、現在走っている北見バスさんは本当に登下校ということで、汽車の時間帯とちょっと合わない運行時間帯になっております。それで、ワンコインのほうは、登下校、右回り、左回りの方法で、行くときは国道側を通れば時間帯が短くなるということで、それを区分した中で運行しようということでは今計画は持っていますけれども、まだ具体的に、10月からでございますので、そのときに改めてまたどういう形がいいのか、再度練り直した中で並行運行したいというふうに考えております。そういう時期が決まれば、説明する時期が来るかと思っておりますので、そのときは説明させていただきたいと思っております。

それから、美農ショップの関係でございますけれども、これはあくまでも高校のほうから、何とか美農ショップを利用する方の足を確保していただきたいということで、あくまでもこれは、高校のほうで乗客を取りまとめて私どものほうに連絡をいただいて、それをしゃきプラから移送という形でございますので、関係協議団体という部分では私もちょっと把握していないので、その辺、もしわかれば、教育委員会でわかっていれば、教育長のほうからお願いしたいと思っております。

確かに、多目的という運行でございますので、これは町営バスを使っているわけではご

ざいけません。阿寒バスさんに依頼した形で運行してもらおうという流れでやっておりますので。

それと、子供たちを同時に乗せるという部分については、登下校の時間帯に、ちょっと若干ずれていますので、何人か乗れる方はいらっしゃるかもしれませんが、今の段階では、そういうことまでは考えていないというのが実態でありますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 質疑の中で、この生活バス路線の維持ということで、美農ショップの話題になってきておりましたが、若干ずれているというか、全然縁がないわけではありませんが、若干かする程度だということではありますので、回答はこの辺にさせていただきます、次に移りたいと思っております。

ほかに質疑ありませんか。

4番柏葉久子さん。

○4番（柏葉久子君） 23ページの防災活動推進事業費の増のところの94万5,000円のことのお答えで、東日本大震災のときに、支援物資の備蓄用から支援した毛布のことだと思うのですが、これは、先ほど、毛布の補充とお答えになりましたけれども、補充で何枚補充をなされた金額でしょうか。それとも、毛布だけではなくて、そのときにマスクとタオルも支援していますけれども、毛布だけでしたのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 議員、1項目ですね、その枚数を知りたいと。（「そうです、1点」と呼ぶ者あり）

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 先ほど説明させていただきましたけれども、私ども備蓄しておりました毛布を200枚支援物資として送らせていただきました。その送った補充として200枚購入するものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第42号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。この会場の時計で25分まで。約10分間、3時25分まで休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第43号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第43号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の31ページをお開き願います。

議案第43号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出それぞれ28億5,523万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

1、一般被保険者保険税還付金の120万円の増につきましては、昨年もありましたけれども、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分について、所得税の課税対象にはならないということになりましたので、今回、18年度から22年度までの各年度分について保険税を還付することになりました。今回の補正につきましては、23年3月にお二人の方が確定申告され、増額の補正を行うものとするものでございます。

以上、歳出については御説明を申し上げます。

次に、歳入について御説明申し上げます。39ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

一番上の国民健康保険基金繰入金120万円の増につきましては、今回の歳出の財源を基金から繰り入れするものでございます。なお、基金残高につきましては、22年度末の残高3億6,003万6,000円に積立金を入れまして、最終的に、23年度は基金から繰り入れすることによりまして、23年度末基金残高につきましては2億2,686万7,000円の予定でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第43号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第44号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第44号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の43ページをお開きください。

議案第44号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を御説明申し上げます。

平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共汚水樹設置工事費の増額を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,019万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債の補正で御説明しますので、46ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、公共下水道事業費、限度額570万円を樹設置工事費の140万円を増額して、限度額を710万円とするものです。

次に、歳出を御説明しますので、52、53ページをお開きください。

公共汚水樹設置工事につきましては、当初予算で10カ所、270万円を計上しており

ますが、既に7カ所、215万9,000円の執行がされております。今後の予定として、5カ所の不足分の工事費140万円を増額補正するものです。

次に、歳入について御説明しますので、50、51ページをお開きください。

歳出で増額補正します140万円につきましては、公共下水道債に求めるものでございます。

以上、御説明しましたので、よろしく御願います。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第44号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第45号

○議長（古舘繁夫君） 日程第14 議案第45号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 議案54ページをお開き願います。

議案第45号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1条、平成23年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、当初予算に計

上の医療機器の購入のうち、地方公営企業法及び病院事業の設置等に関する条例の規定に基づき、予定価格が700万円以上の資産の取得につき、重要な資産の取得として予算に定めるものであります。このため、第2条に記載のとおり、既定予算の10条の次に11条を加え、コンピュータ断層撮影装置、人工透析監視装置、採血管準備装置、それぞれ一式として補正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 説明いただいていたかと思うのですが、新しい先生方が来ていただいて、いろいろ必要になったものもあるというふうなことも聞いております。ここにCTとか、今回取得する資産が出ておりますけれども、たしか、今度来ていただいた先生は、マンモグラフィーの読影なんかが大変得意分野であるというふうに聞いておりますので、これに加えて、近々そういうものを購入する予定などがあるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 岡本議員、その1点だけです。（「はい」と呼ぶ者あり）

町長。

○町長（土谷耕治君） 岡本議員がおっしゃるように、そういう読影ができる先生が来ていただいたということでもありますけれども、先生は今、手術のほうも結構やっただいております。先日も大腸がんの手術をしたということで、極めて最近では珍しいということで、物すごい期待感もあると思いますけれども、もうちょっと様子を見させていただきたいなと思います。気持ちは物すごくよくわかるのでありますけれども、先生もまだ来たばかりですので、自分の本業とするところのベースをしっかりとやりたいという思いがあると思いますので、私も期待しておりますので、時期が来たら、そういう声におこたえし

たいと、そんなふうに思っておりますので、いましばらく、ちょっと待っていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長のおっしゃることもよくわかります。町民、本当に待ちましたという感じで迎え入れていることなので、もし、早々と、環境を整えることが先生方の腕を発揮する場面がより広がっていくと思いますので、本当に先生方の技術を一生懸命拡大していくためにも、先生方はやっぱりいろんなものを使ってやりたいというような、いろんな物の本なんかを読みますと、すごくそういう手術や何かに対してでも、実績というものを、大変そういうものが重要で、どこの病院に行ってもどういうことができるかということも非常に大きな医師確保の大きな要因でもあるというふうなことも聞いておりますので、ぜひそういうことにも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 岡本議員がおっしゃるとおり、先生の声聞きながら、しかるべき時期に、腹腔鏡手術の機器の購入ということも予定しておりますので、それらを含めて十分検討してまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第45号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 報告第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 報告第4号平成22年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第4号平成22年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

◎日程第16 報告第5号

○議長（古館繁夫君） 日程第16 報告第5号株式会社美幌峠牧場振興公社の経営状況報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） このことにつきまして、2点になるのでしょうか、御質問いたしたいと思います。

報告書を見せていただきましたが、少々気になる点がございまして。それは、59ページで、放牧の頭数が、当初7万3,660頭に対して、3万9,201頭に減少した、49%ほど減少して、しかし、年間を通しては利用料の減とはならないと、四、五百万円の減になっているのではないかとと思われるのですが、そしてまた、舎飼は舎飼で別になっておりますが、この点でちょっと気になる点です。

あわせて、これはこの部分と関連するかもしれませんが、内容を見ますと、町内、町外の牛が、いずれも大きく落ち込んでいて、道外牛でカバーされているという傾向です。地元のための牧場という要素を本来持っているわけですが、町外、あるいはこの周辺を含む道内がどんどん落ち込むということについて

は、牧場の将来性にとってもちょっとどうということなのだろうかという思いをいたしておりまして、その点で、どのような状況なのかと。

あわせて、道外牛によって維持されている、支援されているという状況の中で、ことしへの影響は実際どうなのだろうかということをお聞きしております。確かに、3月末をもって職員数を一定程度減らしてスリム化を図っているという中なので、これらの見通しもあわせて、これは二つ目になるかと思いますが、そういう意味で2点の質問になるのかもしれませんが、見通しも含めて関連してお示しいただければと思います。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） まず、1点目の22年度の状況ということでございます。

最初の59ページの御質問の、7万3,360頭に対して3万9,201頭ということでございます。これは、大幅に落ちたというのは、毎年、道外で安愚楽牧場の牛を300頭ほど預かっております。口蹄疫の関係で、地元の方々、畜産農家の方々から、できれば町外の牛を預からないでほしいという要望があつて、結果的には、その牧場の牛300頭、毎年入れていただいておりますけれども、それをお預かりしなかったということでもあります。ですから、大体、放牧期間、夏場だけですけれども、125日掛ける300頭ですから、3万7,500頭の減収になるという、頭数的には減るということもございます。半面、道外牛を、当初入れる予定よりもかなり入れていただきました。これは、2年前ぐらいから、道外の畜主の方に回って、入れていただきたいというお願いとか、それから、苦情等、要望等を聞いている作業をしております。そういった中で、道内牛がなかなか入れられないということをお聞きいただき、可能な限り牧場のほうに入れていただいていたということで、お金のことで考えれば、町外の牛につきましては、放牧期間、1日260円をいただいております。それから、道外

牛につきましては、どうしても舎飼もセットになりますので、年間を通じて480円をいただいているということです。道外牛がふえれば、意外と夏の放牧の金額よりは、ならしてトータル的には、使用料としての減収が思ったより少なかったというような状況でございます。それが、一応22年の状況で、議員御指摘のとおり、本来は町内の牛を入れていただくということではあるのですが、現実的には、経営ということを考えれば、町外の牛や道外の牛を積極的に入れていただくことをして、少しでも町の持ち出しを少なくして経営をさせていただくというのが実態でございます。

23年度の見通しにつきましては、広島公社主幹のほうから説明させていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 23年度の牧場運営の見込みでございます。大江議員御指摘のとおり、道外牛の占める割合が、放牧期間、それから舎飼期間含めて、それぞれ50%ほど道外牛で延べ頭数が占められているという状況の中で運営がされてきております。それで、23年度につきましては、24年3月で美幌峠牧場振興公社の運営については一定程度整理をするという方向で今進めてきておりますので、それに伴いまして舎飼も整理をしたいということで、今整理を進めているところでございます。道外牛につきましては、通年型の預託ということで、当然、冬期間の預託を前提として受け入れを進めていくということになれば、23年度、大体2年周期で受け入れをするのですけれども、ことしについては2年目の道外牛が残る程度で、2年にわたる、最初の年となる牛の受け入れについては難しいだろうということで、予算の中でも道外牛の受け入れについては減頭した中で見込んでおりますので、大きく収支については変わる可能性はまだあるかなというふうには思っておりますけれども、夏場を過ぎてみて、どの程度の減頭になるかというのは大方の予想がつくかなというふうに思ってお

ります。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 前段の部分はわかりました。それで、1点再質問をいたしますが、たしか道外牛は茨城県だったかなと思うのですが、今回の震災と、それから福島原発の関係で、大きく影響を受けるというようなことはないのかどうか。近隣だということだけなのですけれども、ちょっと心配をしておりますが、見通しはいかがなのでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 道外につきましては、今、議員がおっしゃるとおり、茨城県の小美玉市、茨城空港があるところの美野里農協からお預かりしております。直接、福島県から離れているということで、地震のあったときには、出荷の制限があって出せていないと、原乳を出されていない状況でありますけれども、現在については、従来どおりきちんと出されているということで、災害を受けた、被災を受けた牛について受け入れをどうだという話についても、最初にすぐお電話をして組合長とも話させていただきました。町としては協力する意思があるということで。あちらからの意見とすれば、直接の被災地、言うならば、福島県の前原のところが地域ではないので、そこは福島のほうを優先してくださいというお話はいただきました。それで、ことしについては、もし希望するものであれば、従来どおりお受けするというお話はしております。そういうことでいけば、一応ことしで、24年3月で公社を解散するので、舎飼を伴うということで、2年間の部分で、先ほど広島が言いましたけれども、預かる部分の期間が短くなりますけれども、希望する部分についてはお受けしたいということで話は進めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかにありませんか。

1 番新鞍峯雄さん。

○1 番（新鞍峯雄君） 道外50%というお話は聞いたのですけれども、町内何%、町外何%ぐらいの割合で預かっているか、その質問でございます。

○議長（古館繁夫君） その1点ですね。
（「その1点」と呼ぶ者あり）
公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 町内牛が占める割合でございますけれども、22年度でいけば、町内の放牧期間については36%が町内牛と、舎飼期間につきましては32%が町内と。残りの18%ぐらい、あるいは14%ぐらいが道外牛という形の割合になっております。よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 1 番新鞍峯雄さん。

○1 番（新鞍峯雄君） もう1点……。

○議長（古館繁夫君） 議員、もう1点と今おっしゃいましたか。最初に、その1点ですねと。（「今思い出したのですけれども……。」と呼ぶ者あり）

新鞍議員、1 回目、手挙げて質問したときに、1 点、町外、町内の割合を教えてくださいと言いましたよね。それで、その1 点ですねと言ったら、うんということで今答えました。それで終わりになります。ほかにもしあるときには、町内、町外のほかにもう一つおっしゃっていただければよかったです。（「了解いたしました」と呼ぶ者あり）

お許してください。そういうことであります。（発言する者あり）

思い出したのは、難しい話でしょうか。
（「極めて簡単でございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今、議運の委員長のお勧めもありましたので、急に思い出すという、特例中の特例ということで、1 番新鞍峯雄さん。

○1 番（新鞍峯雄君） ありがとうございます。

先ほど一定程度の整理というお言葉があったのですが、その具体的な御説明、要するに、公社解散ですか、うまく上手に発言でき

ないのですけれども、気持ちがわかっていたら、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 先ほど、一定のという意味が、一応、今、私どもここに出しているのは、株式会社美幌峠振興公社という株式会社経営をしております。それを24年3月末をもって解散するというのであります。ですから、株式会社による牧場経営の区切りをつけるという、そのことは牧場をやめるということではないということです。これは分けて御理解いただきたいと思います。やはり株式会社を運営するということは、いろいろな、言うならば、人件費の部分でいけば経理をやったりとか、そういう部分がかかります。少しでも、そういう意味では、無駄な支出をしないためには、今の経営の状況であれば、株式会社形式をとらなくても十分にやれるということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古館繁夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ほかにないようでありますので、報告第5号株式会社美幌峠牧場振興公社の経営状況については、これで終わります。

◎会議時間延長の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

◎日程第17 報告第6号

○議長（古館繁夫君） 日程第17 報告第6号財団法人美幌みどりの村振興公社の経営

状況報告について、お手元に配付してあるとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第6号財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

◎日程第18 報告第7号

○議長（古館繁夫君） 日程第18 報告第7号専決処分報告についてお手元に配付してあるとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第7号専決処分報告については、これで終わります。

暫時休憩します。

午後 3時55分 休憩

午後 3時56分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 報告第8号

○議長（古館繁夫君） 日程第19 報告第8号例月出納検査報告について（2月～4月分）、お手元に配付してあるとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第8号例月出納検査報告について（2月～4月分）は、これで終わります。

◎日程第20 議員の派遣

○議長（古館繁夫君） 日程第20 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のおり派遣したいと思います、こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎日程第21 閉会中の継続調査

○議長（古館繁夫君） 日程第21 閉会中の継続調査について。各委員会から、お手元に配付した印刷物のおりの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のおり、承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

午後 3時58分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員